

## 『社会安全学研究』表記ルール

2017年6月7日 編集委員会

本誌における表記・引用ルールを以下のとおりとする。

### 1. 文体,句読点,ピリオドについて

- ・邦語の文体は「である」体を用い,文化庁「公用文の書き表し方の基準」に準拠する。英数文字は基本的に半角で表記する。
- ・邦語・英語, 本文・注ともに「「,」「.」を使用する。

### 2. 執筆の形式

#### (1) 項目番号の表示について

同一論文内は通し項番とし,次の順番で項番を付す。

1. 2. 3. . . . 1.1 1.2 1.3 . . . (1) (2) (3) . . .

#### (2) 図・表について

図・表は,それぞれ図 1, 図 2,又は表 1, 表 2 のように通し番号をつけ,その後<sup>に</sup>図題又は表題を記載し,図の場合は下に,表の場合は上に記載する。

#### (3) 注について

同一論文内は通し注とし,本文中の当該箇所右肩に 1), 2) などと番号を付して,論文末尾に次のようにまとめて記載する。本文割注は採用しない。

注

(1) . . .

(2) . . .

#### (4) 参考文献について

参考文献は文中においては[1], [2]と記載し, 次のような形式でまとめて 論文末尾の

注の後に記載する。

参考文献

[1] . . .

[2] . . .

#### (5) 文献・URLの引用方法について

### ① 学会誌・専門雑誌論文の場合

・執筆者名(刊行年). 論文表題, 雑誌名, 巻, 頁. (頁は, 最初と最後の頁を記載)

例(和文):

(著者名) (刊行年) (論文表題) (雑誌名) (ページ)  
山口厚(1986). 企業秘密の保護 ジュリスト 852 号 pp. 48-51.  
↑ ↑ ↑ ↑ ↑  
半角( ) ヒリト<sup>°</sup> ヒリト<sup>°</sup> ヒリト<sup>°</sup> ヒリト<sup>°</sup> ヒリト<sup>°</sup>  
↑ ↑  
スペース

例(英文):

(著者名) (刊行年) (論文表題) (雑誌名) (ページ)  
Samuel W. Warren & Louis D. Brandeis (1890). *The Right to Privacy*. 4 Harv. L. Rev. 193, pp. 27-35.  
↑ ↑ ↑ ↑ ↑  
半角( ) ヒリト<sup>°</sup> 論文表題は斜体 ヒリト<sup>°</sup> カマ ヒリト<sup>°</sup>

### ② 単行本・単著の場合

・単著: 著者名(出版年). 著書名, 出版社名, 版表示, 頁.

・共著: 著者名(出版年). 論文表題, 編著者名, 全員の著者名, 書名, 出版社, 頁.  
※共著の場合は, 原則として「全員の著者名」を記載するが, 共著者が多い場合は, 「…著者名…その他〇名」と記載しても良い。

例(和文):

(著者名) (出版年) (著書名) (出版社) (ページ)  
堀部政男(1980). 現代のプライバシー 岩波書店 pp. 55-56.  
↑ ↑ ↑ ↑ ↑  
半角( ) ヒリト<sup>°</sup> ヒリト<sup>°</sup> ヒリト<sup>°</sup> ヒリト<sup>°</sup> ヒリト<sup>°</sup>  
↑ ↑  
スペース

例(英文):

(著者名) (出版年) (著書名) (出版社) (ページ)  
Gibson, E. J. (1969). *Principles of perceptual learning and development*. Appleton-Century-Crofts, pp. 198-202.  
↑ ↑ ↑ ↑ ↑  
半角( ) ヒリト<sup>°</sup> 論文表題は斜体 ヒリト<sup>°</sup> カマ ヒリト<sup>°</sup>

### ③ URL の引用

例(和文): (HP 作成者. HP 名) <http://www.daiichihoki.co.jp/index.htm> (2010 年 4 月 1 日確認)

例(英文): (HP 作成者. HP 名) <http://www.daiichihoki.co.jp/index.htm> (last visited Apr. 1, 2010)

### 3. 略語について

略語については, 各学問分野の公式なルールに基づき表記し, 必要に応じ説明を加える。

例: ECCS (emergency core cooling system), LOCA (冷却材喪失事故)

### 4. その他

本書に記載のないルールで, 新たに『社会安全学研究』の執筆ルールとすべきものは,

編集委員会において議論し、本書に付加する。